

熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第6号

熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部を改正する条例

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例の一部改正)

第1条 熱海市立澤田政廣記念美術館条例(昭和62年熱海市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携帯しているとき。
- (4) その他管理上支障があると認めたとき。

第16条を第19条とし、第12条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第11条中「委託」を「寄託」に改め、同条を第14条とし、第10条を第13条とする。

第9条を削り、第8条を第12条とする。

第7条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第6条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に記念美術館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の記念美術館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定

- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 記念美術館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(入館料の納付)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

(入館料の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

別表中「第6条関係」を「第9条関係」に改める。

(熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市起雲閣の設置、管理及び使用料に関する条例（平成23年熱海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熱海市起雲閣の設置及び管理に関する条例

第1条中「設置、管理及び使用料」を「設置及び管理」に改める。

第8条から第17条までを削る。

第18条第2項第1号エからカまでを削り、同項第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を第8条とする。

第19条を第9条とし、同条の次に次の5条を加える。

(入館料等の納付)

第10条 見学施設に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、指定管理者に対し、別表第1に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 貸出施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、別表第2又は別表第3に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の入館料又は前項の利用料金の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料又は利用料金の額を公表しなければならない。

5 入館料及び利用料金（以下「入館料等」という。）は、指定管理者の収入とする。

(入館料等の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料等を減免することができる。

(入館料等の不還付)

第12条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用等を終了したときは、当該施設、設備等を速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 入館者又は利用者は、起雲閣の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

第20条を削り、第21条を第15条とする。

別表第1中「第8条関係」を「第10条関係」に改める。

別表第2中「第13条関係」を「第10条関係」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考3中「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表備考4中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第3中「第13条関係」を「第10条関係」に、「使用料」を「利用料金」に、「写真又は映画」を「写真、映画等」に改める。

(熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例の一部改正)

第3条 熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例（平成17年熱海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 創作の家の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 創作の家の休館日は、火曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第10条を第14条とする。

第9条中「委託」を「寄託」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条を削る。

第6条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第5条の次に次の5条を加える。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのある者
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのある者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に創作の家の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の創作の家の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更

(2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定

(3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令

(4) 創作の家の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(入館料の納付)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

(入館料の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

別表中「第4条関係」を「第9条関係」に改める。

(熱海市池田満寿夫記念館条例の一部改正)

第4条 熱海市池田満寿夫記念館条例（平成19年熱海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 池田記念館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 池田記念館の休館日は、火曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第10条を第14条とする。

第9条中「委託」を「寄託」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条を削る。

第6条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第5条の次に次の5条を加える。

（入館の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのある者
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのある者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他管理上必要な指示に従わない者

（指定管理者による管理）

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に池田記念館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の池田記念館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 池田記念館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(入館料の納付)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

(入館料の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

別表中「第4条関係」を「第9条関係」に改める。

(熱海市立伊豆山郷土資料館条例の一部改正)

第5条 熱海市立伊豆山郷土資料館条例（昭和55年熱海市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 資料館の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条中「委託」を「寄託」に改め、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条を削る。

第6条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第5条の次に次の5条を加える。

（入館の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのある者
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのある者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他管理上必要な指示に従わない者

（指定管理者による管理）

第7条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に資料館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の資料館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 資料館の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(入館料の納付)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

(入館料の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

別表中「第4条関係」を「第9条関係」に改める。

(熱海市凌寒荘条例の一部改正)

第6条 熱海市凌寒荘条例（平成21年熱海市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に凌寒荘の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の凌寒荘の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更

(2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定

(3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令

(4) 凌寒荘の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熱海市立澤田政廣記念美術館条例第8条、第3条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例第8条、第4条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫記念館条例第8条、第5条の規定による改正後の熱海市立伊豆山郷土資料館条例第8条及び第6条の規定による改正後の熱海市凌寒荘条例第8条の規定による指定管理者の指定の手続等については、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。